

講師の問い合わせ・あっせん

J A教育文化活動の促進を目的として、本会が刊行する各種出版物に執筆・登場している専門家や、J A運動に理解のある方々に講師として登録をお願いし、J Aグループ主催のイベント・セミナー等に限り、あっせんしています。

ただし、選挙関係の講演会へのあっせんはございません。

あっせんの要領

1. 予算や会合の趣旨・目的等に基づき、本会でご紹介できる講師リストをご案内します。
2. 依頼したい講師が決まりましたら、31ページの「申込書」に必要事項を記入し、FAXまたはEメールにて、**開催日の2か月前までにお申し込みください。**
(注) 予定段階の仮押さえはできません。日時、会場が確定してからお申し込みください。
3. 本会が講師の出講承諾を得ましたら、主催者に文書で連絡します。文書到着後、**かならず事前に**講師と旅程や旅費、講演内容などの詳細について、直接お打ち合わせください。

謝礼

原則として、本会からご案内する謝礼額は1回90分以内の講演に対してのものになります。税収区分が個人の講師の場合は10.21%の源泉徴収を行ったうえでお支払いください。支払方法は、講師と打合せのうえ、決定してください。**なお、謝礼に旅費・宿泊費は含まれません。**

旅費

講師の自宅（または勤務先）の最寄り駅から会

場までの交通料金です。鉄道利用は、利用列車のグリーン料金計算、航空券は普通運賃（往復）となります（ただし講師から指定のある場合は除く）。宿泊が必要となる場合は、講師との打ち合わせに応じて主催者が宿泊先を用意するか、宿泊費を講師にお支払いください。旅費・宿泊費を現金・振込みで支払う場合は、原則として10.21%の源泉徴収が必要になります（税収区分が個人の場合）。主催者が講師と打ち合わせをおこない算出してください。

支払い

主催者は、謝礼と旅費などを明確に区別して、講師へ直接お支払いください。

報告

主催者は、終了後、アンケート用紙を記入し、結果をご報告ください。講演資料も送付ください。

事故発生時の対応

1. 公共交通機関の大幅なダイヤの乱れなどで、予定の講演が行えなかった時は、講師の拘束料ならびに往復旅費・宿泊費の全額をお支払いいただく場合があります。
2. キャンセルの原因が主催者にある場合、キャンセル時の状況により講師への違約金をお支払いいただく場合があります。

<お問い合わせ先>

読書・食農・教育文化部

TEL : 03-3266-9011

FAX : 03-3266-9051

E-mail : kyouiku@ienohikari.or.jp

都道府県家の光講師の活動

組合員の営農・生活文化の向上、J A教育文化活動の活性化およびJ A女性・青年組織などの活動を支援するため、『家の光』『地上』『ちゃぐりん』『やさい畑』および「家の光図書」の記事活用・文化活動の指導者として、J A中央会等の推薦により、都道府県家の光講師を委嘱しています。

1. 委嘱している分野

- ① J A教育文化活動
- ② 家の光家計簿・ライフプラン・相続
- ③ 読書学習活動
- ④ 生活実技（料理・手芸など）
- ⑤ 健康

2. ご相談はJ A中央会・県単一J Aへ

「都道府県家の光講師」の出講については、J A中央会・県単一J Aへご相談ください。

<お問い合わせ先>

普及企画部

TEL : 03-3266-9035

E-mail : taikai@ienohikari.or.jp